

1-16. 那覇市議会各派代表者会議要綱

平成 20 年 9 月 10 日
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 166 条第 4 項の規定に基づき、各派代表者会議(以下「会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、議長が必要と認めるときに開催する。

2 議事は、議長が行い、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 議長及び副議長が欠けたとき又は一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、事務局長が会議を開催し、議事を行う。

4 各会派を代表する議員が出席できない場合は、当該会派は代理人を出席させなければならない。この場合において、やむを得ず欠席した会派は、その会議で決定された事項に従わなければならない。

5 会議は、必要があると認めるときは、理事者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、原則として公開する。ただし、出席議員の過半数の議決で非公開とすることができる。

(会議の記録)

第 4 条 議長は、職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記録させなければならない。

(決定事項の周知)

第 5 条 各会派を代表する議員又はその代理人は、会議で決定した事項について、各会派の所属議員に周知しなければならない。

(その他)

第 6 条 その他必要な事項については、議長において定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 10 日から施行する。